

研究論文

学校教育におけるリプロダクティブ・ライツをめぐる論争 －性教育をめぐる対立の要因－

千葉 美奈^{1)*}

要 旨

学校を基盤とした性教育の普及は、青少年のリプロダクティブ・ヘルスを促進する最も重要な方策の一つであると考えられている。しかしながら、性教育の内容や指導方法に関しては、長く論争が続いている。また、先行研究によって、当該論争は政策レベルのみならず、学校レベルにおいても生じている状況が示唆されている。したがって、本研究は、学校を基盤とした性教育をめぐる学校と保護者の対立に着目し、当該対立構図の理論的理解の深長を目指す。第一に、リプロダクティブ・ライツを普遍的な人権として捉えるグループと同権利を普遍的な人権であるとは認めないグループの間における、リプロダクティブ・ライツに関する前提の相違を整理する。第二に、当該前提の相違がどのように性教育のアプローチに関する立場を決定づけ、学校と保護者の間の対立に発展するのかを提示する。第三に、米国の性教育史を基に、性教育をめぐる論争が学校と保護者の間に生じ、先鋭化する過程を示す。結果として、子どものリプロダクティブ・ライツに関する明示的な国際的合意を欠く状況において、学校と保護者の対立がいかに生じ、政治的権力闘争に用いられる危険性をはらむかが明らかになった。

キーワード

リプロダクティブ・ライツ、学校を基盤とした性教育、保護者、
青少年の健康、人権

1. はじめに

2015年に採択された持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) においてリプロダクティブ・ヘルスの促進がターゲットの一つとして盛り込まれ、リプロダクティブ・ライツが国際的な注目を集めるようになった。

中でも、性教育は、リプロダクティブ・ヘルス推進の中心的な施策の一つであり、実施主体として学校の役割に期待が寄せられている。

しかし、米国を中心として巻き起こった学校を基盤とした性教育のアプローチをめぐる政策論争は、世界で未だ解決の糸口を見ず、長期化

¹⁾ 早稲田大学 地域・地域間研究機構 次席研究員／研究院講師；順天堂大学 国際教養学部 非常勤講師
(Email:chibam@aoni.waseda.jp)

* 責任著者：千葉 美奈

[2019年8月30日原稿受付] [2019年12月17日掲載決定]

の様相を呈している。論争の中心は、主に学校において提供される性教育を包括的性教育とするか禁欲的性教育とするかという点である。包括的性教育 (Comprehensive Sexuality Education: CSE) とは、人権や若者のエンパワーメントを基盤とし、年齢的・文化的に適切な方法を用いて、科学的に正確で現実的な情報を提供することにより、セクシュアリティや人間関係について教える性教育のアプローチである (UNESCO, 2018)。包括的性教育には、個人が自分自身の価値観や態度を模索する機会や、性に関する多様な側面に関して意思決定や意思疎通およびリスクを減らすためのスキルを身に付ける機会の提供が含まれる (Ibid.)。一方、禁欲的性教育は、結婚までの性的な活動の節制を促進し、結婚するまでは性交渉を行わないことが 10 代の若者が取り得る唯一の選択肢であると教え、避妊やより安全な性交渉に関する教育や議論を実施しないアプローチである (Kaiser Family Foundation, 2002)。

上述の二つの性教育アプローチをめぐる、開発途上国の事例を含む多くの先行研究は、学校レベルにおいても関係者間で意見や認識の相違がある状況を示している。中でも、親は学校を基盤とした性教育の必要性を認識しているものの、包括的な性教育の内容の一部に抵抗感を抱いている事例が多く見られる (e.g. Mkumbo & Ingham, 2010; Nair et al., 2012)。また、包括的性教育を推進する学校と禁欲的性教育を支持する親の間の対立を示唆する研究報告が複数認められる (e.g. Ciardullo, 2005; Jerves et al., 2013; Varani-Norton, 2014)。しかしながら、性教育のアプローチをめぐる親と学校の主張の背景にある思想は、これまで十分に探求されてこなかった。また、当該対立が、学校と親の間に激化する要因が十分に理解されていない。したがって、性教育のアプローチをめぐる論争の現状をより正確に把握するためには、こうした点を含めた親と学校の対立に関する理論的な理解の深長が求められる。

そこで、本研究では、性教育のアプローチをめぐる学校レベルの対立を理解するための理論的枠組みの構築を目指す。具体的には、リプロダクティブ・ライツに関する二つの異なった前提に着目し、当該前提の相違がどのように包括的性教育を推進する学校と禁欲的性教育を支持する親の間の対立という構図を生み出しているのかを明確化する。二つの前提とは、リプロダクティブ・ライツが普遍的な人権であるか否か、子どもはリプロダクティブ・ライツを有するか否かという点である。さらに、本研究では、米国の性教育史を事例とし、当該二点に関する理解の相違が、性教育のアプローチをめぐる学校関係者間の対立に発展する過程を明らかにする。現在に至るまで米国では、学校と親の間に包括的性教育の実施をめぐる論争が続いている。また、世界における学校を基盤とした性教育のアプローチをめぐる対立は、米国の外交政策や国際援助をとおして先鋭化している状況が見られる。したがって、米国の事例の研究は、性教育をめぐる対立の背景要因の解明に有用であると同時に、様々な地域において見られる類似の事例にも示唆を与えられよう。

2. リプロダクティブ・ライツとは

リプロダクティブ・ヘルスは、性と生殖に関する健康と訳され、人間の生殖に関するシステムおよびその機能とプロセスのすべての側面において、「身体的、精神的、社会的における完全に健全な状態」であることを意味する (国連人口基金, 1994, p.13)。これは、1994 年の国連人口開発会議 (International Conference on Population and Development: ICPD) で採択された「カイロ行動計画」において合意された概念である。リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利と解することが可能であるが、カイロ行動計画において合意された定義を要約すると、次のようになる。リプロダクティブ・ライツは、国際法、人権条約および国連の合意文書において既に認められている人権を内

包しており、こうした権利には、①自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由に責任を持って決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利、②最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利、③差別、強制、暴力を受けることなく生殖に関する決定を行う権利、が含まれる (United Nations Population Fund, 2014)。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、原語では、Sexual and reproductive health/rights と併記されることが多い。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、リプロダクティブ・ヘルス/ライツとセクシュアル・ヘルス/ライツという「厳密には部分的に重複しあう二つの概念が一緒になっている言葉」であると見ることができる(大澤, 福島, 2017, p.403)。

しかし、セクシュアル・ヘルス/ライツ(性に関する健康/権利)には、国際的に広く共有された定義が未だ存在していない。前述の1994年のICPDや後の関連する国際会議およびICPDのフォローアップ会議においても、性に関する権利の具体的な定義づけがされることはなかった(World Health Organization, 2006)。ただし、後の国際的潮流として、セクシュアル・ヘルスをリプロダクティブ・ヘルスの一部ではなく、より広義の概念として捉えなおす重要性が指摘されるようになってきている(大澤, 福島, 2017)。例えば、1999年の第14回世界性科学会総会で採択された「性の権利宣言」である。同宣言において、性に関する権利は「望みうる最高の性に関する健康(sexual health)を実現するために不可欠」であり、「すべての人々が他者の権利を尊重しつつ、自らのセクシュアリティを充足および表現し、性に関する健康を享受する」権利であるとされている(世界性科学会, 2014, p.1)。世界性科学会の言うセクシュアリティとは、「生涯を通じて人間であることの中心的側面をなし、生物学的性(sex)、性自認(gender identity)と性役割(gender role)、性的指向(sexual orientation)、エロティシズム、喜び、親密さ、

生殖を含み、思考、幻想、欲望、信念、態度、価値観、行動、実践、役割、および人間関係を通じて経験され、表現される」という性に関する包括的な観念を指している(Ibid., p.1)。また、2006年の世界保健機関のレポートには、性の権利の“working definition”(仮定義)が記載されている(World Health Organization, 2006)。しかし、世界保健機関が同レポートにおいて、本仮定義は理解を深めるためのものであり、当機関の公的な立場を反映しているわけではないと明記している点から、セクシュアル・ヘルス/ライツの定義は、国際的に広く共有されていない状況であると言える。

3. リプロダクティブ・ライツをめぐる論争

リプロダクティブ・ライツの推進は、ICPDにおけるカイロ行動計画の採択によって一定の国際的な合意形成に至っているものの、人権条約においてリプロダクティブ・ライツに関する明確な記載があるわけではない。また、前述のように、性に関する権利には国際的に広く共有された定義が存在しない。したがって、リプロダクティブ・ライツが普遍的人権であるか否か、子どもがリプロダクティブ・ライツを有しているか否か、という点においては、依然として解釈の相違が見られる。本節では、リプロダクティブ・ライツを普遍的人権であるとみなす一派をリプロダクティブ・ライツ推進派、普遍的人権であるとはみなさない一派をリプロダクティブ・ライツ否定派として論じる。

3.1. リプロダクティブ・ライツと普遍的人権

リプロダクティブ・ライツ推進派は、性に関する権利を含むリプロダクティブ・ライツの内容が様々な既存の人権条約の内容に含まれていると解釈し、リプロダクティブ・ライツが普遍的人権であるとの前提を有する(e.g. 国連機関, Amnesty International USA, 国際家族計画連盟)。リプロダクティブ・ライツ推進派によると、リプロダクティブ・ライツの内容は、「経済的、

社会的、文化的な権利に関する国際規約」に記載のある健康への権利や、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」における身体の自由と安全およびプライバシーへの権利、婚姻にかかわる配偶者の権利および責任の平等といった項目に内包される。また、婚姻および家族関係にかかわるすべての事項に関する女子に対する差別撤廃を明記した「女子差別撤廃条約」も、リプロダクティブ・ライツが普遍的人権である根拠として頻繁に言及される (e.g. Center for Reproductive Rights, 2014b; Shalev, 1998)。

相対し、リプロダクティブ・ライツ否定派は、リプロダクティブ・ライツが普遍的人権であるとは捉えていない。否定派は、性に関する権利の定義には国際的な合意がなく、伝統的な国際人権法にはセクシュアリティや性に関する権利への言及がないため、世界人権宣言や国際人権規約は性に関する権利を人権の傘下に入れることを想定していないと解釈する (e.g. Family Watch International, 2014)。さらに、生殖に関する権利は女性の中絶の権利を認める内容であり、「児童の権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child) によって守られるはずの胎児の人権保護と抵触するため、普遍的人権とは認められないという主張を展開している (e.g. Family Watch International, n.d.-b)。

リプロダクティブ・ライツ否定派の法解釈の背景には、伝統的もしくは宗教的規範との抵触がある。セクシュアリティの表現に包括される同性愛は、最も頻繁に争点となる事項の一つである。例えば、同性愛は、キリスト教の教典や自然の摂理に反するため、道徳的に認められないという主張がなされる場合がある (McKay, 1998)。Bhana (2013) によると、同性愛が罪の概念と結びつけられている伝統的なキリスト教の解釈においては、同性愛者は不道徳に汚されてしまった者と見做され、伝染病の蔓延を恐れるかのように注視されてきた (Bhana, 2013)。したがって、同性愛が性に関する権利の一部として容認されることは、宗教的規範との抵触と

みなされ得るのである。また、伝統主義や保守主義の考えを持つ人々からも、類似した主張がなされている。一例として、伝統主義的な非政府組織 Family Watch International (FWI) は、男女間の婚姻に基づいた家庭が最良の社会単位であり、同性愛は当該家族形態の保全を脅かすとして、同性愛を否定している (Family Watch International, 2007)。同性愛者の性的関係は、生殖とは関係がないため、同性愛は、伝統的なジェンダーの役割や核家族の自然さを破壊する脅威であると捉えられるのである (McKay, 1998)。リプロダクティブ・ライツを否定する法解釈の根底には、こうした伝統的もしくは宗教的規範との抵触があると考えられる。

3.2. 子どものリプロダクティブ・ライツ

リプロダクティブ・ライツが普遍的人権か否かという点と同様に、リプロダクティブ・ライツ推進派と否定派の間では、同権利を普遍的な権利として子どもが有するか否かという点においても法解釈が分かれている。

まず、リプロダクティブ・ライツ推進派は、子どもがリプロダクティブ・ライツを有すると解釈している。例えば、国際家族連盟 (International Planned Parenthood Federation: IPPF) (2009) は、「すべての若者には、自身のセクシュアリティや性と生殖に関する健康について知らされる権利があり、意思決定を行う権利があると信じる」と明言している (p.4, 引用者訳)¹⁾。そして、子どものリプロダクティブ・ライツが普遍的である法的根拠は、主に「児童の権利に関する条約」において、子どもの健康への権利や差別されない権利が保障されている点に見出されている (e.g. Amnesty International USA, n.d.; Center for Reproductive Rights, 2014a)。

他方、リプロダクティブ・ライツ否定派は、子どもはリプロダクティブ・ライツを有しないとの立場をとる。同派の見解では、リプロダクティブ・ライツの内容は、青少年を含む「子ども」にとって縁遠い話題であり、本来関係のな

い内容である。

子どもがリプロダクティブ・ライツを有しているか否かの解釈の根底には、「子ども」という概念の捉え方が影響している。リプロダクティブ・ライツ推進派は、子どもを「知る子ども (Knowing Children)」や「性に関する意思決定者 (The Sexual Decision-maker)」という概念として捉えているが、リプロダクティブ・ライツ否定派は、子どもを「空想的な子ども (Romantic Child)」の概念で捉えているのである。

“Knowing Children” は、歴史家の Anne Higonnet によって名付けられた概念であるが、登場は 20 世紀後半と比較的新しい (Jones, 2011)。当該概念の登場以前は、「子ども」は無性であると考えられ、その純粋さを守られるべき存在として捉えられていた (Ibid.)。しかし、“Knowing Children” では、子どもは純粋で保護に値する存在であると同時に、官能的な体と複雑な感情を持つとされる (Irvine, 2002)。子どもは、性的な話題に気づいており、性的な欲求すら持ち合わせている可能性があるとしてされているのである (Ibid.)。したがって、当該概念においては、子どもの無知さと純粋さが同義には捉えられていない。つまり、子どもの純粋さは、成長に必要な情報によって汚されることはないとして捉えられているのである (Irvine, 2002; Jones, 2011)。“Knowing Children” の概念は、アメリカ性情報・性教育評議会 (Sexuality Information and Education Council of the United States: SIECUS) の共同創設者 Mary Calderone によって支持されたため、リプロダクティブ・ライツ推進派の思想に多大な影響を与えたと考えられる。

また、リプロダクティブ・ライツ推進派の「子ども」の捉え方は、リベラル思想を起源とする “Sexual Decision-maker” の概念にも基づいている。Jones (2011) は、当該概念を次のように説いている。①子どもは成熟する過程において独特で個人特有の発達のパターンを体験する、②子どもは、個人の肉体的衝動やセクシュアリティ

を持ち、リスクやその他の問題について特別な情報を必要とする、③性に関する問題に対応する能力は年齢とともにのみ進歩する。一例として、International Planned Parenthood Federation (2009) は、発達段階に適した性教育が早期に開始される理由として、赤ん坊でも体に対する興味を持っており、幼児になるにつれて男女の違いなどの性に関する関心や理解力が増していくという点を挙げている。こうした解釈には、“Sexual Decision-maker” の概念が反映されている。

他方、リプロダクティブ・ライツ否定派の思想の根底にある “Romantic Child” は、18 世紀頃に登場した概念である (Irvine, 2002)。当該概念において、子どもは無性で純粋であり、子どもの純粋さはセクシュアリティに関する全ての情報や知識から保護されることによって守られるとされる (Ibid.)。したがって、子どもはまるで空瓶のようであり、外部の力によって満たされない限りセクシュアリティがない (Jones, 2011)。代表的なリプロダクティブ・ライツ否定派である伝統主義者の思想は、明確に “Romantic Child” の概念に基づいている。例えば、英国の圧力団体である The Family and Youth Concern (FYC) は、10 代の性交渉は不道德なだけでなく不自然であると述べ、子どものセクシュアリティの存在を否定している (Lewis & Knijn, 2002)。同様に、前述の伝統主義的な非政府組織 FWI は、性に関する情報を子どもに与え、多様な価値観に触れさせることは、子どもの性に関する健康を促すのではなく、子どもが結婚前に性的な関係を持つ「性に関する自由」を促すと述べている (Family Watch International, n.d.-a)。また、社会全体が子どもを “Romantic Child” として捉えているために、親や学校教師が子どものリプロダクティブ・ライツの容認に消極的である場合もある (Renold, 2005)。子どもが無性で「純粋」であるという点は、子どもがリプロダクティブ・ライツを有しないというリプロダクティブ・ライツ否定派の中心をなす考えである。

3.3. 二つの前提と性教育のアプローチ

(1) リプロダクティブ・ライツと普遍的人権

リプロダクティブ・ライツが普遍的人権であるか否かという前提の相違は、どのように性教育のアプローチをめぐる論争に影響するのだろうか。まず、同権利を普遍的人権であるとする前提は、リプロダクティブ・ライツの実現こそが性教育の目的であるという主張につながる。なぜなら、批判的考察を容認しない性教育は、従来の社会文化的規範に沿った指導を繰り返すことにより、一定のグループに対するリプロダクティブ・ライツの侵害を固定化する可能性があるからである。例えば、代表的なリプロダクティブ・ライツ推進派であるフェミニストは、性教育が男性優位の伝統的慣習を継承するような文化的規範を強化する内容であってはならないとして、男女平等の推進を性教育の重要な目的として位置付けている (e.g. Fine, 1988; Mills, 1993)。適切、もしくは、標準的であるとされる性に関する行動規範は、多方面に渡って社会における女性の行動に影響を及ぼし、抑制する機能を果たしていると考えられるためである (Tiefer, 1995)。中でも、Michel Fine (1988) は、学校を基盤とした従来の性教育が、女性の性に関する快楽や欲求の存在を無視することによって、女性を男女不平等の力関係に閉じ込めてきたと批判した。Fine は、性教育にこうした女性の側面に関する議論を組み込み、批判的な分析力の育成を目指す必要性を説いている。女子は、批判的な考察によって初めて受け身の立場から脱却し、セクシュアリティの主体として性に関して交渉したり先導したりできるようになるという (Fine, 1988)。必然的に、Fine の立場では、批判的な考察に反対したり、文化を権威的な位置に置いたりするような性教育のアプローチは問題視される。

また、リプロダクティブ・ライツの実現こそが性教育の目的であるとする、包括的性教育を推進する学校と包括的性教育を学ぶ子どもは、リプロダクティブ・ライツの実現に向けた

社会改革の担い手としてみなされるようになる。例えば、リプロダクティブ推進派の IPPF は、性教育において若い女性がセンシティブな文化的慣習である女子の割礼や若年結婚に関して考察することを推奨し、「若者は社会改革の仕掛け人になれる」と明言している (International Planned Parenthood Federation, 2009, p. 19)。同様に、SIECUS の共同創設者である Calderon も、包括的性教育を実施する学校を社会の改革者として捉えていた。Calderone (1968) によると、変わりゆく社会において、人々は男女の役割や関係性の変化にしばしばついて行けず、社会の慣習や周りの世界から取り残されている。そこで、質の高い人間を育てるという社会から託された特別な使命を担う学校や教師は、社会の変化を信じない大人たちから子どもを連れ出し、変化についていけるように教育しなければならない (Calderone, 1968)。当該文脈において Calderone は、学校が、固定観念に縛られた親から子どもを解放し、変わりゆく社会に対応できるような思考力や判断力を獲得するよう教育することにより、子どもがセクシュアリティを有する意思決定の主体として社会変革をも起こし得ると捉えていると解釈できる。性教育は単なる健康促進のための教育ではなく、社会改革の手段であると位置づけられ、学校と子どもには改革を推進する役割が期待されているのである。

他方、リプロダクティブ・ライツが普遍的人権ではないとする前提は、性教育の目的を公衆衛生と既存の社会文化的規範の保全にとどめる禁欲的性教育の支持へとつながる。

まず、性教育の目的を主に公衆衛生であると捉えると、性教育の内容が宗教的・社会文化的規範に抵触する場合には、既存の規範の保全が優先されることになる。学校が性教育において、既存の規範と相反する内容を教えるということは、宗教や社会規範が否定されるに等しいため、許容されない。例えば、宗教的に同性愛を不道徳であるとみなす社会において、学校が同性愛

に基づいた行動を許容されるべき一つの生き方であると教えれば、学校は宗教の教えを否定するに等しいのである (Halstead, 1999)。

したがって、公衆衛生を性教育の主な目的とすると、HIV や 10 代の妊娠の予防に必要な措置としては、若者が既存の規範に立ち返り、忠実に守るように促すような性教育の実施が提唱されることになる。つまり、性教育への期待は、個人が社会の誘惑に抗い、性的な行動を節制するという「個人の良心の改革」であり、社会の変革ではないのである (Boryczka, 2009, p. 186)。

(2) 子どものリプロダクティブ・ライツ

子どもがリプロダクティブ・ライツを有するか否かの解釈は、性教育の実施にどう影響するのであろうか。まず、リプロダクティブ・ライツを子どもが有する人権とみなすと、リプロダクティブ・ライツの実現を目的とする包括的性教育の受講は、子どもの普遍的な権利の行使に等しいとみなされる。学校を基盤とした包括的性教育には普遍的な価値と正当性が見出されるため、子どもであることを理由に包括的性教育の受講が適切でないとする訴えは当然棄却されるのである。例えば、UNESCO (2009) は、性教育が子どもの純粋さを奪うという意見に対して、科学的に正確で年齢に応じた性に関する情報を提供することは、全ての子どもの利益になると反論している。また、未成年に一部の情報しか提供せず、性に関する偏った側面のみを教える性教育は、子どもの性に関する権利を明らかに侵害しているという主張がなされている (Klein, 2012)。子どもがリプロダクティブ・ライツを有するとすれば、学校を基盤とした包括的性教育の正当性は、文化相対主義的ないかなる理由によっても妨げられない。たとえ、伝統的または宗教的な規範との抵触があっても、子どもにとって重要な性に関する情報を検閲することは、子どもの性に関して知る権利の侵害にあたりとされるのである (Rose, 2005)。

一方、子どもがリプロダクティブ・ライツを有しないとすると、包括的性教育の受講は子ど

もの権利の行使とは関係がない。むしろ、包括的性教育は、子どもにとって有害であるという主張が成り立つ。すなわち、性に関する議論は、子どもの純粋さを傷つけ、子どもを不道徳な行為に走らせ、若者の準備ができる前に性的経験を持つことを促すという主張である (McKay, 1998; Mills, 1993; Whelan, 1995)。また、教師という権力の強い大人から、若者が性に興味があることは普通であるというメッセージを受け取ることによって、若者の初交が早まるという主張も可能となる (Whelan, 1995)。リプロダクティブ・ライツ否定派は、しばしば、包括的性教育こそが 10 代の性交渉の増加や性感染症感染率の増加を引き起こしている原因であるとして、学校を基盤とした包括的性教育に反対している (Lewis & Knijn, 2002)。こうした主張は、子どもがリプロダクティブ・ライツを有しないという前提のもとで初めて可能となるのである。

次に、子どもがリプロダクティブ・ライツを有するか否かという前提は、親が自分の子どもの包括的性教育の受講を拒否することが可能かを決定づける要因でもある。まず、リプロダクティブ・ライツ推進派の見解では、親は子どもの包括的性教育の受講を拒否することができない。子どもがリプロダクティブ・ライツを有するという前提に立つと、学校を基盤とした性教育に関する親の決定権の制限が可能となるためである。親は、自分の望むような教育を子どもに受けさせるという「親の権利」を有している。しかし、包括的性教育の受講が子どもの権利であるとするれば、親は「親の権利」をもって、自分の子どもに包括的性教育を受けさせることを拒否することはできないのである。家庭における性教育が不十分であったり、親が性教育に関する正確な情報やスキルを欠いていたりするにもかかわらず、親が子どもの性教育の受講を拒否すれば、子どもの権利保障の観点から問題であるとみなされる (Blair, 2005; Lundy, 2005)。国際人権法によって、子どもが効果的な教育を受ける権利は、自分の望むような教育

を子どもに受けさせる親の権利を上回るとされているためである (Lundy, 2005)。

一方、子どもはリプロダクティブ・ライツを有しないという前提に立つと、学校を基盤とした包括的性教育の必修化は、親の権利の侵害にあたる。親こそが、子どもの教育に関する決定権を有するのに最もふさわしく、性教育の内容に関しても例外ではないとされるためである。リプロダクティブ・ライツ否定派の Klenk and Gacek (2010) は、次のように述べている。

親は自身の子どもを育てるために、多大なエネルギーと資金を費やしているため、子どもの最大の利益を強く願っている。また、親は、子どもに最も近い存在の大人であり、自身の子どものことを誰よりも良く知っている。概して、親は自身の子どもについて最も役に立つ情報を持っているのである。したがって、(中略) 子どもの教育に関して決定する役目を、(子どもから) 離れた組織ではなく、親に付与することが理にかなっている。(p.3)

したがって、学校における包括的性教育の必修化は、国家が親の意思に反して、子どもや学校を性に関する社会改革に利用しているとして批判されることがある。例えば、前述の英国の圧力団体 FYC は、国家が子どもの権利を不正に使用し、子どものエンパワーメントと称して解放する必要のない子どもを解放し、親に対する国家の支配を隠蔽していると主張している (Lewis & Knijn, 2002)。

さらに、包括的性教育における寛容さや多様性の重視は、子どもに道德教育を行う親の権威の剥奪であるという批判がなされる。子ども独自の価値基準に基づいた判断を促す包括的性教育は、子どもが親を絶対的な道德的権威として受け入れなくても良いということを意味するためである (Moran, 2002)。Klenk and Gacek (2010) は、多くの親が包括的性教育の妥当性を疑い、代替案を探しているにも関わらず、権力者は自

分たちの理想を実現するために学校教育を利用していると批判している (Klenk & Gacek, 2010)。当該文脈において、包括的性教育は、Rieff (1968) が「家庭を相手取ったイデオロギーの戦いにおける主要な武器となっている」(p.160) と述べているように、伝統的な家族の権力を奪う手段であると捉えられているのである。また、学校教育が、時に最も脆弱な国民を政治的な目的のために操作する役割を果たしてきた側面がクローズアップされている (Glenn, 2005)。

総じて、リプロダクティブ・ライツ推進派は、リプロダクティブ・ライツを子どもの普遍的な権利と捉えることにより、学校を基盤とした包括的性教育の普遍的な価値と正当性を主張していると言える。これに対し、リプロダクティブ・ライツ否定派は、普遍的人権の保障を根拠として包括的性教育を推進する態度を権威的であるとして批判し、禁欲的性教育と親の権利をもって対抗しているのである。

4. 米国の学校における性教育をめぐる対立

米国における学校を基盤とした性教育は、19世紀後半の「社会衛生運動」の一環として登場し、1960年代の「性の革命」を機に再び注目を集めた。さらに、1980年代にエイズが市民の脅威になると、学校における性教育の実施の重要性が認められ、性教育の実施をめぐる議論は活発化した。よって、本節では、「社会衛生運動の時代」、「性の革命の時代」、「エイズの時代」の三つの時代に焦点を当て、包括的性教育を推進する学校と禁欲的性教育を支持する親という対立の過程を明確化する。

4.1. 社会衛生運動の時代(1890年－1920年代)

米国において、学校を基盤とした性教育の必要性が語られ始めたのは、19世後半から20世紀初頭頃である (Moran, 2002)。当時の米国では、淋病や梅毒といった性病の感染率の上昇が懸念されており、原因は近代化に伴う売春や不品行の増加であると考えられていた (Elia,

2009)。つまり、近代化が宗教の力を弱めると同時に道徳を教える家族の能力を脅かした結果として、性に関する道徳や知識が衰退し、性病の蔓延につながったと考えられたのである (Moran, 2002)。そこで、泌尿生殖器の疾病を専門とする Morrow 医師を始めとした内科医が中心となり、性病の撲滅を目指す社会衛生運動を開始した (Brandt, 1987; Moran, 2002)。Morrow 医師ら改革者が打ち出した対策の一つが、①性病の撲滅、②若者に対する性に関する伝統的な道徳教育、③性や性病に関する質問にはっきりと答えること、という三点を目的とする学校を基盤とした性教育である (Elia, 2009)。

改革者らの発言を概観すると、性教育では、親は全くの部外者もしくは有害な存在として位置付けられていることがわかる。例えば、Morrow 医師は、子どもの性に関する好奇心が純粋な情報で満たされなかった場合、汚れた情報によって満たされてしまうという懸念を示すと同時に、親が子どもに対する性教育の責任を十分に果たしていない状況を指摘している (Brandt, 1987)。そして、改革者らは、親の科学的な知識の不足と性に関する伝統的な態度を問題視し、親が 20 世紀の市民を教育する能力を持ち合わせていないと主張している (e.g. Henderson & Putnam, 1909; Schmitt, 1910)。改革者らが、親は子どもに十分な性教育を実施していないだけでなく、性教育を実施する能力を欠いていると考えている様子が明確に読み取れる。そこで、改革者らは、性教育の実施主体として親に期待する代わりに、学校に期待を寄せ、親の代わりに学校教師が性教育を担当することを提唱したのである。

一方、当時の米国の学校は、性教育を担当することに前向きであった。Moran (2002) は、当時の状況を以下のように記述している。

(当時の学校には) 性教育は (中略) ほとんど存在していなかった。それにも関わらず、アメリカの学校は、この新しい任務を担うこ

とに前向きであった。性に関する不品行に対する懸念と、先例を見ない公立学校の影響力の拡大、そして、使命感が一致したのである。(中略) この時代の教師らは、拡大化する任務に対して準備万端であった。責任が大きくなるに従って、教師らは、教育学や子どもの心理などの内容を含む、より専門的なトレーニングを受けていた。(したがって) 道徳を重んじる教師たちと先進的な改革者たちは、彼らが廃れたと感じている教会、家族、コミュニティが、良く組織された学校と専門性の高い教師たちによって補填されると確信していた。(pp.36-37)

しかし、性教育の任務を学校に託そうとする改革者らの方針は、性教育を学校で実施するか、家庭で実施するかという論争を呼び起こした。まず、伝統主義者らは、家庭から他の機関へ性教育の権限が移譲されることに徹底的に反対し始めた (Elia, 2009; Moran, 2002)。そして、性教育教師が親の権利を侵害し、純粋な子どもを汚そうとしているという伝統主義者らの訴えに、親からは同調の声が上がった (Moran, 2002)。Comgold (2008) は、19 世紀末頃の米国では、コミュニティと国家の間において、学校の授業内容や価値観ならびに子どもに対する影響力をめぐる権力闘争が続いており、性教育はこうした闘争の象徴となったと指摘している。

論争の背景として、伝統主義者と親による学校を基盤とした性教育に対する反発の根底には、国家が学校の権威を強化することによって、伝統的な家族やコミュニティの特権を侵害し始めているという憤りや憂いがあったという点は注目すべき事実である。当時の性教育の実施をめぐる学校と親の対立は、伝統的地域社会と国家の間の権力闘争の様相を帯びていた様子が浮かび上がる。

4.2. 性の革命の時代 (1960 年代)

米国において、再び学校における性教育が注

目を集めたのは、若者による「性の革命」が起こった1950年代から1960年代にかけてである。性の革命は、狭義には、一部の若者が公に婚前の性交渉をタブーとする社会規範を疑問視し、反発し始めた状況を指すが、広義には、若者の間において、セクシュアリティを型にはまった社会的規範や道徳的義務と切り離して考える発想が主流化した事象をいう。Moran (2002)によると、性の革命では、有意義な関係にある男女は性的な関係を持っても良いという「新しい道徳」が、大学生を中心とした若者によって表明されるようになった (p.160)。また、1950年代から1960年代にかけて、女子大生の婚前の性交渉経験率には大幅な上昇傾向が見られたため、大人は、性の革命が望まない妊娠や違法な中絶ならびに10代の性病を増加させていると考えるようになった (Brandt, 1987)。

社会衛生運動から時を経て、学校を基盤とした性教育は衰退していたが、性の革命の影響を受けて親やコミュニティは、学校に対して性教育の実施を要求するようになった (Moran, 2002)。パニックに陥った親たちは、学校を基盤とした性教育によって、性の革命を食い止めようとしたのである (Corngold, 2008; Moran, 2002)。同時に、当時の親は、若者の性に関する習慣の変化を認識しながらも、性に関する古い常識になお一層価値を見出すようになった (Mehlman, 2007)。親は、性教育に対し、若者による新しい道徳の拡大の阻止を期待していたため、当時の学校を基盤とした性教育は、親にとって社会の道徳的腐敗に対抗する措置であったと見ることができる。

しかし、性の革命はフェミニズムの波と相まって、親の期待に反するような性教育の内容の変化をもたらした。McKay (1998)によると、以前の米国の性教育史は、子どものセクシュアリティを否定してきた歴史であり、若者に対する性教育は、性病や望まない妊娠等のセクシュアリティの危険で恐ろしい側面を強調した内容であった (McKay, 1998)。しかし、1960年代

の性教育教師の中には、従来の性教育は若者を道徳で縛りつけ、伝統的な家族的価値観、男女の役割、同性愛に対する偏見を押し付けてきたと批判する者が現れるようになった (Carlson, 2012)。例えば、1964年に、Calderone 医師はSIECUSを設立し、包括的性教育を推進する中で、セクシュアリティの肯定的な面を認めた。複数の研究者が指摘するように、SIECUSが性的指向に関して寛容で、女性の性の快楽を認め、青少年にコンドームやその使用法についての情報を提供することを奨励する手法をとった点は、当時の社会においては先進的であった (e.g. Carlson, 2012; Moran, 2002)。

親からの性教育の実施要求を受け、学校は次第に性教育の実施に力を入れ始めたものの、包括的性教育の実施は、性教育をめぐる親对学校の論争の発端となったと考えられる。1968年のアナハイムの闘争に見られるように、包括的性教育の実施は、キリスト教右派や社会的保守派ならびに親による学校を基盤とした性教育への反対運動を引き起こし、多くの親を巻き込む全国的な反対運動に拡大した。

さらに、Moran (2002) は、親による反対運動の原因は、包括的性教育が期待とは全く異なる内容であった点のみならず、学校が性教育を通して生徒に対する家庭の影響力を弱めようとしているように見受けられた点であったと分析している。Moranの指摘は、当時の報告書に記された出来事からも妥当である。例えば、Mehlman-Petrzela (2009)によると、1969年4月のサクラメント郡の教育局性教育調査報告書には、アナハイムの中学校に通う娘を持つ母親 Dwight L. Johnson が、相談事は家に帰って親に言うのではなく、先生に相談するようと言った教師の発言を非難したと記録されている²⁾。そして、同報告書によると、Dwight は、子どもと家族の関係性を学校が危険にさらしているとして、カリフォルニア州の教育委員会に性教育の排除を訴えた (Mehlman-Petrzela, 2009)。これまで保持してきた子どもに対する道徳的な影

響力が、性教育をとおして学校に奪われるという親の危機感が、学校を基盤とした性教育への反対の一因となっている。

以降、革新的な包括的性教育の内容と学校の権力拡大に対する親の憤りは、政治的な様相を帯びていった。アナハイムには、保守主義の活動を支援する強固なネットワークがあったため、親らによる性教育反対運動は、保守派組織、保守派の共和党員、地元の教会などから支援されたのである (Moran, 2002)。そして、アナハイムにおいて、性教育反対派の母親らが学校委員会の議席を勝ち取り、同委員会の多数派となったように、類似した現象が全米の多数の学区で見られるようになった (Corngold, 2008)。こうした現象は、極右団体のジョン・バーチ協会や反共キリスト教団体のクリスチャン・クルセイドが、極右の同胞たちと共に全国の親たちに積極的に働きかけ、親の反対を結集していった結果であると考えられている (Ibid.)。

一方で当時の性教育反対運動は、国内の社会情勢に対する米国民の不安を反映していたとも指摘されている。この頃の米国では、ベトナム戦争の開始から数年が経ち、ベトナムへの介入に対する反戦運動が過激化し、反体制文化の象徴であるヒッピーが登場していた。Mehlman-Petrzela (2015) は、保守派の市民にとっては性の革命が、市民権を訴え、性に開放的になり、反戦を掲げるという愛国心に欠けた若者による嘆かわしい社会変容であると映ったと分析している。Mehlman (2007) によると、保守派は、若者の新しい道徳を完全に否定しない包括的性教育を、反体制思想を反映した教育であると位置づけ、共産主義者の陰謀であるとして批判するようになった。実際に、当時の反対運動の中心的人物であり、極右団体やキリスト教保守派組織のための政治的なパンフレット著者 Gordon V. Drake (1968) は、SIECUS の性教育は「家庭や教会の伝統的な道徳の教えを疑い、権力的な学校の役割を支援している」と批判し、仮に SIECUS の理念が達成され、「新しい道徳」が

肯定されるようになれば、「子どもはマルキシズムや虚無主義の哲学の簡単なターゲットとなるだろう」(p.20) と述べている。地方レベルでも同様の訴えがなされ、母親らは共産主義の拡大に対する人々の恐怖心を煽ることによって、反対運動を成功させていった (Mehlman, 2007)。

結果として、反性教育運動が活発化した州では、州法によって学区が性教育の授業に関して親に通知することが義務付けられるようになった。Carlson (2012) は、性教育に関する親への通知義務は、学校における性教育の実施に反対する親が、自身の子どもに性教育を受けさせない権利を行使できるようにするためであったと分析している。そして、親の当該権利の行使は、1970年代に全米の学校システムにおいて制度化されていった (Carlson, 2012)。当時の状況は、親が保守派の政治的ネットワークと結びつきながら、反対運動の成果として、子どもの性教育に対する決定権を学校から獲得した様子を示唆していると言える。

4.3. エイズの時代 (1980 代以降)

1980年代にエイズが蔓延し始めると、性教育をめぐる闘争は、学校における性教育の実施自体ではなく、性教育の内容をめぐる闘争に変化した。McKay (1998) によると、1990年代には性教育の廃止論は影を潜め、ほぼ全ての州において学校でのエイズ教育や性教育の実施が義務付けられたり、奨励されたりするようになった。HIV が若者の間においても蔓延する可能性があるとなると、政治家や公衆衛生の専門家の多くは性教育の重要性を認識し、学校を基盤とした性教育をエイズ蔓延の予防策として打ち出したのである (Moran, 2002)。また、包括的性教育を推進するグループは、エイズの蔓延を予防するためにはコンドームの使い方や、様々な性的な行動に含まれるリスク要因について情報を提供し、道徳的な判断を中心としない性教育を実施することが必要であるとの主張を強めた (Ibid.)。エイズの登場は、米国民に性教育の

重要性を再認識させただけでなく、包括的性教育が推進されるきっかけにもなったと言える。

しかし、兼ねてより性教育に反対していたグループが、包括的性教育の実施を容認した訳ではなかった。Corngold (2008)は、同グループが、性教育の廃止を訴える代わりに、宗教色を帯びた独自の性教育科目を開発し、推進するという戦略を取るようになったと述べている。そして、性教育に反対していたグループは、カリキュラムが禁欲的性教育の場合に限り、学校における性教育の実施に賛成するようになった (Scales & Roper, 1994)。また、一方では、包括的性教育が道徳的な教えを含んでいないことを理由に HIV 予防に効果的ではないと主張し、包括的性教育がエイズの蔓延を理由に子どもに同性愛について勉強させ、同性愛者を増やそうとしていると非難した (Moran, 2002)。エイズの蔓延は、性教育反対派の間において、学校を基盤とした性教育の廃止から学校を基盤とした禁欲的性教育の推進という戦略の転換をもたらしたが、包括的性教育に対する反対は続いたのである。

同時に、地域レベルにおいては、保守派が性教育の内容を決定する親の権利を主張しながら、学校を基盤とした包括的性教育を禁欲的性教育に置き換えようとする運動を実施し続けた。例えば、既存の包括的性教育を廃止できない場合は、禁欲的性教育を選択肢に付け加え、親が包括的性教育を拒否できるよう学校に圧力がかけられた (Ross & Kantor, 1995)。同時に、キリスト教保守のグループは、包括的性教育に反対している親を学校委員会の候補者に擁立し、論争を喚起した (Moran, 2002)。

1990年代から2000年代に至るまで、米国の地域レベルにおける禁欲的性教育の導入運動は、明らかに親を中心として展開されている。例えば、1995年のSIECUSレポートによると、ミネソタ州のある学区では、「代わりの健康カリキュラムを推進する親」という名のグループが、学校カリキュラムに禁欲的性教育を付け加える運動を起こした (Ross & Kantor, 1995)。試

みは成功しなかったが、運動を起こした親たちは、自分たちの子どもに学校で包括的性教育を受けさせることを拒否し、放課後に私的に禁欲的性教育を開始した (Ibid.)。また、2005年のSIECUSレポートでは、親の意向により包括的性教育の内容が変更された事例が報告されている (Ciardullo, 2005)。こうした事例は各地で起こっており、SIECUSが確認した件数に限っても、1991年から1995年までの4年間に47州において400件の論争が起こり、2004年から2005年の1年間には38州における153件の論争が確認されている (Ciardullo, 2005; Ross & Kantor, 1995)。

エイズの蔓延以降、米国における学校を基盤とした性教育をめぐる闘争は、実施主体ではなく、実施内容が争点となった。そして、保守派の支持を受けながら、包括的性教育に反発する親は、親の権利を行使するという名目や学校委員会での議席を用いて、禁欲的性教育を推進するようになったのである。子どもの教育内容を決定する親の権利は、保守派の包括的性教育に対する反対運動の要となっている。

5. 結論

本研究では、学校レベルにおける性教育のアプローチをめぐる論争に着目し、特に、親と学校の間の対立に関する理論的理解の深長を試みた。まず、リプロダクティブ・ライツに関しては、リプロダクティブ・ライツ推進派とリプロダクティブ・ライツ否定派の間に、子どものリプロダクティブ・ライツを普遍的な人権とみなすか否かという前提における大きな隔たりが見られた。そして、当該前提の相違は、学校を基盤とした包括的な性教育の実施を支持するか否かという点と密接に結びついていた。子どものリプロダクティブ・ライツを認めた場合は、学校を基盤とした包括的性教育の実施に普遍的な正当性を見出すこととなる。しかし、子どものリプロダクティブ・ライツを認めないという前提に立つと、普遍的な正当性を掲げた包括的性

教育の推進は権威的であるとみなされ、コミュニティや親の権利の剥奪であると捉えられる。また、米国の事例では、古くから性教育をめぐる学校と親の対立が、学校教育の内容を決定する権力への反発の象徴や、異なった政策をめぐる闘争の要として顕在化・先鋭化してきた過程が明らかになった。

本研究の意義は、リプロダクティブ・ライツに関する上述の前提の相違が、学校教育の内容に関する決定権をめぐる権力闘争と密接に関連し、包括的性教育を推進する学校と禁欲的性教育を支持する親という対立構図に発展していく過程を提示した点にある。この点は、性に関する権利や子どものリプロダクティブ・ライツに関する明確な国際的な合意がない現状においては、性教育のアプローチをめぐる学校と親の間の対立構図が、容易に生じる可能性があることを示唆している。そして、学校レベルにおける関係者間の対立は、権力闘争の代理となる危険性を常にはらんでいる。

学校における性教育のアプローチをめぐる対立は、開発途上国を含む様々な地域においても見られるため、本研究の結果は、国際開発におけるリプロダクティブ・ヘルスの推進にも示唆を与え得る。例えば、国際援助等をとおして、外部者が性教育プログラムの実施や普及を行う際には、学校教育の内容を誰が決定するのかという点への十分な配慮が欠かせない。また、大人の対立の狭間で、意思決定者としての子どもの存在が見過ごされている点には、注目していく必要がある。

ただし、本研究は、リプロダクティブ・ヘルスという狭い領域に焦点を当てて、子ども・国家・親の教育権に言及している点や、米国という一国の事例に依拠している点に限界がある。まず、国家間においては、教育の権利と義務に関する法規定や学習指導要領の法的拘束力の有無などに相違があるが、本研究は、教育権に関する各国の多様性や議論を十分に反映していない。また、性教育に論点を絞っているため、人

権教育一般に対する示唆を射程としていない。さらに、性教育論争に影響を与えた可能性のある幅広い思想や社会運動を考察の範囲としていない。例えば、公民権運動や社会的マイノリティに対する解放運動、宗教間における思想の相違である。したがって、今後、本研究において提示された仮説は、教育思想史や社会思想史を含めたより多角的な視点から考察され、複数の事例によって検証されることが期待される。

註

- 1) 本稿への英語文献からの引用は、すべて引用者による日本語訳である。
- 2) 本報告書の内容は、Mehlman-Petrzela (2009) によるアーカイブリサーチに基づいているため、本稿では原典を引用していない。

引用文献

- Amnesty International USA. (n.d.). Sexual and Reproductive Health Rights. Retrieved 2016/07/06 from fwww.amnestyusa.org/pdfs/SexualReproductiveRightsFactSheet.pdf
- Bhana, D. (2013). Parental Views of Morality and Sexuality and the Implications for South African Moral Education. *Journal of Moral Education*, 42(1), 114-128. doi:10.1080/03057240.2012.737314
- Blaire, A. (2005). Calculating the Risk of Teenage Pregnancy: Sex education, public health, the individual and the law. In N. Harris & P. Meredith (Eds.), *Children, Education and Health: International perspectives on law and policy* (pp. 129-148). England: Ashgate.
- Boryczka, J. (2009). Whose Responsibility? The Politics of Sex Education Policy in the United States. *Politics & Gender*, 5(2), 185-210. doi: 10.1017/S1743923X09000154
- Brandt, A. M. (1987). *No Magic Bullet : A social history of venereal disease in the United States since 1880*. UK: Oxford University Press.

- Calderone, M. S. (1968). Sex Education and the Roles of School and Church. *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, 376(1), 53-60. doi:10.1177/000271626837600106
- Carlson, D. L. (2012). *The Education of Eros: A history of education and the problem of adolescent sexuality* New York: Routledge.
- Center for Reproductive Rights. (2014a). Reproductive Rights under the Convention on the Rights of the Child: A briefing by the Center for Reproductive Rights. Retrieved 2017/03/14 from https://www.reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/Wright_Glo%20Adv_7.15.14.pdf
- Center for Reproductive Rights. (2014b). *Substantive Equality and Reproductive Rights: A briefing paper on aligning development goals with human rights obligations*. US: Center for Reproductive Rights.
- Ciardullo, M. (2005). Advocates on Both Sides Are as Passionate as Ever: SIECUS controversy report 2004–05 School Year. *SIECUS Report*, 33(4), 4-19.
- Corngold, J. (2008). *Toleration, Parents' Rights, and Children's Autonomy: The case of sex education*. (Ph.D.), Stanford University, Ann Arbor.
- Drake, G. V. (1968). *Is the Schoolhouse the Proper Place to Teach Raw Sex?* Oklahoma, USA: Christian Crusade Publications.
- Elia, J. P. (2009). School-based Sexuality Education: A century of sexual and social control. In E. Schroeder & J. Kuriansky (Eds.), *Sexuality Education : Past, present, and future* (pp. 33-57). USA: Praeger.
- Family Watch International. (2007). About Us. Retrieved 2017/03/11 from http://www.familywatchinternational.org/fwi/about_us.cfm
- Family Watch International. (2014). International Planned Parenthood Federation & Children's "Right" to Sex. Retrieved 2016/07/20 from <http://www.familywatchinternational.org/fwi/documents/fwipolicybriefIPPFupdated7-15.pdf>
- Family Watch International. (n.d.-a). Comprehensive Sexuality Education: Sexual rights vs. sexual health. Retrieved 2017/03/11 from http://www.familywatchinternational.org/fwi/documents/Special_Report_CSE_Revised_1_12.pdf
- Family Watch International. (n.d.-b). Why States Should Keep "Reproductive Rights" Out of the SDGs: 15 Reasons to remove "Reproductive Rights" from SDG target 5.6. Retrieved 2016/07/20 from http://www.familywatchinternational.org/fwi/documents/fwipolicybrief_Why_States_Should_Oppose_Reproductive_Rights.pdf
- Fine, M. (1988). Sexuality, Schooling, and Adolescent Females: The missing discourse of desire. *Harvard Educational Review*, 58(1), 29-54. doi:10.17763/haer.58.1.u0468k1v2n2n8242
- Glenn, C. (2005). Enlightenment and Trust: The debate over sex education in the United States. In N. Harris & P. Meredith (Eds.), *Children, Education and Health: International perspectives on law and policy*. England: Ashgate.
- Halstead, J. M. (1999). Teaching about Homosexuality: A response to John Beck. *Cambridge Journal of Education*, 29(1), 131-136. doi:10.1080/0305764990290110
- Henderson, C. R., & Putnam, H. C. (1909). *Education with Reference to Sex*. Bloomington, Illinois: Public School Pub. Co.
- International Planned Parenthood Federation. (2009). From Evidence to Action: Advocating for comprehensive sexuality education. Retrieved 2019/07/02 from https://www.ippf.org/sites/default/files/from_evidence_to_action.pdf
- Irvine, J. (2002). *Talk about Sex: The battles over sex education in the United States*. Berkeley, CA: University of California Press.

- Jerves, E., López, S., Castro, C., Ortiz, W., Palacios, M., Rober, P., & Enzlin, P. (2013). Understanding Parental Views of Adolescent Sexuality and Sex Education in Ecuador: A qualitative study. *Sex Education, 14*(1), 14-27. doi:10.1080/14681811.2013.814034
- Jones, T. M. (2011). Saving Rhetorical Children: Sexuality education discourses from conservative to post-modern. *Sex Education, 11*(4), 369-387. doi:10.1080/14681811.2011.595229
- Kaiser Family Foundation. (2002). Sex Education in the U.S.: Policy and politics. Retrieved 2019/04/03 from <https://www.kff.org/wp-content/uploads/2013/01/3224.pdf>
- Klein, M. (2012). *America's War on Sex : The attack on law, lust and liberty, 2nd edition.* USA: Praeger.
- Klenk, J., & Gacek, C. M. (2010). *Who Should Decide How Children Are Educated.* Retrieved 2017/03/13 from Washington, D.C.: <http://downloads.frc.org/EF/EF11B46.pdf>
- 国連人口基金 (1994). 『国際人口・開発会議行動計画要旨 : ICPD 94』 アジア人口開発協会訳, アジア人口開発協会.
- Lewis, J., & Knijn, T. (2002). The Politics of Sex Education Policy in England and Wales and The Netherlands Since the 1980s. *Journal of Social Policy, 31*(4), 669-694. doi:10.1017/S0047279402006761
- Lundy, L. (2005). Schoolchildren and Health: The role of international human rights law. In N. Harris & P. Meredith (Eds.), *Children, Education and Health: International perspectives on law and policy* (pp. 3-28). England: Ashgate.
- McKay, A. (1998). *Sexual Ideology and Schooling.* Albany, NY: The University of New York Press.
- Mehlman-Petrzela, N. (2009). *Origins of the Culture Wars: Sex, language, school, and state in California, 1968–1978.* (Ph.D. Dissertation), Stanford University, Ann Arbor.
- Mehlman-Petrzela, N. (2015). *Classroom Wars: Language, sex, and the making of modern political culture.* UK: Oxford University Press.
- Mehlman, N. (2007). Sex Ed... and the Reds? Reconsidering the Anaheim Battle over Sex Education, 1962-1969. *History of Education Quarterly, 47*(2), 203-232.
- Mills, J. (1993). Classroom Conundrums: Sex education and censorship. In L. Segal & M. McIntoch (Eds.), *Sex Exposed: Sexuality and the pornography debate* (pp. 200-201). New Jersey: Rutgers University Press.
- Mkumbo, K. A. K., & Ingham, R. (2010). What Tanzanian Parents Want (and Do Not Want) Covered in School-based Sex and Relationships Education. *Sex Education, 10*(1), 67-78. doi:10.1080/14681810903491396
- Moran, J. P. (2002). *Teaching Sex: The shaping of adolescence in the 20th century.* Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Nair, M. K. C., Leena, M. L., Paul, M. K., Vijayan Pillai, H., Babu, G., Russell, P. S., & Thankachi, Y. (2012). Attitude of Parents and Teachers towards Adolescent Reproductive and Sexual Health Education. *Indian Journal of Pediatrics, 79*(SUPPL. 1), S60-S63. doi:10.1007/s12098-011-0436-7
- 大澤理絵, 福島富士子 (2017). 「SDGs時代の若者のセクシュアル/リプロダクティブ・ヘルス」『保健医療科学』, 66(4), pp. 402-408. doi:10.20683/jniph.66.4_402
- Renold, E. (2005). *Girls, Boys and Junior Sexualities: Exploring Children's Gender and Sexual Relations in the Primary School.* London: Routledge-Falmer.
- Rieff, P. (1968). *The Triumph of the Therapeutic : Uses of faith after Freud.* New York: Harper&Row.
- Rose, S. (2005). Going Too Far? Sex, Sin and Social

- Policy. *Social Forces*, 84(2), 1207-1232.
- Ross, S., & Kantor, L. M. (1995). Trends in Opposition to Comprehensive Sexuality Education in Public Schools: 1994-95 school year. *SIECUS Report*, 23(6), 9-15.
- Scales, P. C., & Roper, M. R. (1994). Challenges to Sexuality Education in Schools. In J. C. Drolet & K. S. C. Clark (Eds.), *The Sexuality Education Challenge: Promoting healthy sexuality in young people*. CA: ETR Associates.
- Schmitt, C. (1910). The Teaching of the Facts of Sex in the Public School. *The Pedagogical Seminary*, 17(2), 229-241. doi:10.1080/08919402.1910.10532769
- 世界性科学会 (2014). 「性の権利宣言」 <https://worldsexualhealth.net/wp-content/uploads/2014/10/DSR-Japanese.pdf> (情報取得日, 2019年11月23日)
- Shalev, C. (1998). *Rights to Sexual and Reproductive Health - The ICPD and the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women*. Paper presented at the the International Conference on Reproductive Health, Mumbai, India. Retrieved 2017/03/15 from <http://www.un.org/womenwatch/daw/csw/shalev.htm>
- Tiefer, L. (1995). *Sex Is Not A Natural Act & Other Essays*. San Francisco: Westview Press.
- UNESCO. (2009). *International Technical Guidance on Sexuality Education: An evidence-informed approach for schools, teachers and health educators*. France: UNESCO.
- UNESCO. (2018). *International Technical Guidance on Sexuality Education: An evidence-informed approach*. France: UNESCO.
- United Nations Population Fund. (2014). Programme of Action of the International Conference on Population Development. Retrieve 2019/11/23 from https://www.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/programme_of_action_Web%20ENGLISH.pdf
- Varani-Norton, E. (2014). 'It's Good to Teach Them, but ... They Should Also Know When to Apply It': Parents' views and attitudes towards Fiji's Family Life Education curriculum. *Sex Education*, 14(6), 692-706. doi:10.1080/14681811.2014.934443
- Whelan, R. (1995). Teaching Sex in Schools: Does it work? In P. Danon (Ed.), *Tried But Untested: The aims and outcomes of sex education in schools* (pp. 88-104). London: Family and Youth Concern.
- World Health Organization. (2006). *Defining Sexual Health: Report of a technical consultation on sexual health 28-31 January 2002, Geneva*. Retrieved 2017/03/11 from https://www.who.int/reproductivehealth/publications/sexual_health/defining_sexual_health.pdf.

Original Articles

**Disputed Sexual and Reproductive Rights in School Education:
Factors of Controversies over Sexuality Education**

Mina CHIBA¹⁾*

Abstract

Wide-spread implementation of school-based sexuality education is seen as one of the most important ways to promote reproductive health in adolescents. Both the content and the teaching methods of such education has long been controversial, however. Earlier studies have shown that conflicts over such education occur between schools and parents. This study aims to deepen the theoretical understanding of school-parent conflicts over school-based sexuality education. Firstly, it seeks to clarify the different assumptions that obtain in relation to Sexual and Reproductive Rights (SRR), between those who recognize SRR as universal human rights, and those who do not. Secondly, it attempts to reveal how these assumptions determine the different approaches to sexuality education, and develop into conflicts between parents and schools. Thirdly, by exploring the history of sexuality education in the United States, it tries to clarify the process by which conflicts over sexuality education between schools and parents become sharper. In the process it highlights how, due to a paucity of explicit international agreements on sexual rights for adolescents, confrontations between schools and parents come about, and how these confrontations are used as proxies for political power struggles.

Key words

Sexual and Reproductive Rights, School-based sexuality education, Parents,
Adolescent health, Human rights

¹⁾ Junior Researcher/Assistant Professor, Organization for Regional and Inter-regional Studies, Waseda University;
Part-time lecturer, Faculty of International Liberal Arts, Juntendo University
(Email: chibam@aoni.waseda.jp)

* Corresponding author: Mina CHIBA

[Received on August 30, 2019] [Accepted on December 17, 2019]